

令和4年度

農作業労務参考標準賃金について

区分	種別	単位	単価(円)	備考
耕起	トラクター	10 a 当たり	5,900	
代かき	荒代	10 a 当たり	4,000	同時作業の場合 7,500 円
	植代	10 a 当たり	6,000	
畔塗り	機械	1 m 当たり	30	
溝切り	動力	1 m 当たり	10	
田植	機械植	10 a 当たり	6,500	
	〃 (苗持参)	10 a 当たり	20,500	施肥田植機使用の場合 500 円増 (肥料代は別)
	稚苗	1 箱	700	
稲刈	コンバイン	10 a 当たり	18,100	
	乾燥調製	1 俵 60 kg	1,550	乾燥 960 円・調製 590 円
	精米	1 俵 60 kg	600	
その他 作業	田作業	1 人 1 日 当たり	7,000	
	畑作業	1 人 1 日 当たり	6,900	
花卉球根 作業	※新潟県の最低賃金を下回らない額 時間額 859 円 (令和 3 年 10 月 1 日から適用)			

◎令和4年度の農作業労務標準賃金を定めましたので、参考としてご使用ください。

◎本表はあくまでも標準額です。10 a 未満の未整備地、不整形地、倒伏田では1割程度の割増、大型圃場では1割程度の割引減額などその他のことについては、**当事者間の協議で決定してください。**

なお、上記の金額には消費税は含まれておりません。

令和4年3月

五泉市農業委員会



農地の貸し借りや売買等の相談は農業委員・推進委員へ